

三河湾国定公園(西部地域)の公園区域及び公園計画の変更に関する パブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

変更案概要を環境省ホームページに掲載
記者発表(環境省記者クラブ・県記者クラブ)
資料の配付

(2) 変更案の確認方法

環境省自然環境局国立公園課にて、変更案(公園計画書及び関係図面)を閲覧可能

(3) 意見提出期間

平成15年9月26日から10月25日まで(1ヶ月間)

(4) 意見提出方法

郵送, ファックス又は電子メール

(5) 意見提出先

環境省自然環境局国立公園課

2 意見募集の結果

・封書によるもの	0通
・ファックスによるもの	0通
・電子メールによるもの	4通
合計	4通

3 整理した意見総数

・今回の変更案に係るもの	4件
・その他の意見等	2件
合計	6件

三河湾国定公園(西部地域)の公園区域及び公園計画の変更に関する パブリックコメントの実施結果

番号	ご意見	件数	対応方針
変更案全般に関する意見			
1	変更案は妥当	2	環境省原案のとおりとします
利用施設計画に関する意見			
2	自然の保全とともに、三河湾の自然解説や地域との係わりが深まるような施設を整備してほしい	1	今回の変更は地元の意見を踏まえた変更であり、その中には自然とかわる各種体験ができる施設の整備も予定されています。ご意見を踏まえ適切な施設の整備が行われるよう愛知県へも伝えます。
	「知多美浜ふるさとシンボルパーク」事業を進めるため、三河湾国定公園の利用計画において、美浜町小野浦地域に園地計画、歩道計画の追加を要望する	1	環境省原案のとおりとします

番号	ご意見	件数	対応方針
今回の環境省案に直接関係のない意見等			
4	自然公園内にも守るべきところと、そうでないところがある。 バランスの取れたルールで自然保護と、人々の生活・経済活動の共存を図ってほしい	1	今回の変更で削除するのは、港湾施設の立ち並ぶ埋立地や宅地化の進んだ場所であり、その他の区域につきましては引き続き公園区域として保全を図ることで、自然保護と地域の生活・経済活動の調和を図ります
	公園計画は現況にあわせて見直すのはよいことだが、後世に残さなければならないところは必ず残せるような計画にしてほしい	1	公園計画の変更は、社会条件の変化等に対応して定期的を実施するものですが、貴重なご意見として今後の業務に生かしてまいります